

## HSBC プレミア・アカウント規定 一部変更のお知らせ

HSBC プレミアでは、HSBC プレミア・アカウントご利用の際にお客様よりご同意いただきますHSBCプレミア・アカウント各規定につきまして、2011年1月1日より、一部改訂いたします。条文はHSBCプレミア規約集新旧対応表をご覧ください。お客様におかれましては、下記の変更事項をご一読のうえ、ご理解・ご同意を賜りますようお願い申し上げます。

ご不明な点等ございましたら、担当のリレーションシップ・マネジャーまたはコールセンター（0120-777-369、24時間365日）までお問合せください。今後とも末永くお取引賜りますようお願い申し上げます。

以上

2010年11月30日  
HSBCプレミア

## HSBC プレミア規約集 条文新旧対照表

### ●2011年1月1日変更分（下線部分が変更箇所）

条項	改訂前	改訂後
第1章第11条 証券類の取扱い	1. 小切手、手形、その他の証券類(以下「証券類」といいます)は、 <u>当行が認める場合にのみ預入れを行うことができるものとします。</u>	1. 小切手、手形、その他の証券類(以下「証券類」といいます)での預入れは、 <u>原則としてお取扱いしません。但し、当行が特に認めた場合にのみお取扱いすることがあります。</u>
第2章第2条 証券類の受入れ	1. 円普通預金口座では、 <u>現金のほか、当行の認める証券類(以下同じ)による預入れを受け</u> ます。 2. 当行は、現金および証券類による預入れについて、 <u>当該業務を行う当行国内支店にて取扱います。ただし、当行または当行と提携している金融機関の ATMより行うキャッシュカードを使用した預入れについては、「第6章 HSBC プレミア インターナショナル・キャッシュカード規定」によるものとします。</u>	1. 円普通預金口座では、 <u>原則として、当行国内支店の窓口での現金や証券類による預入れの取扱いはありません。</u> 2. 当行または当行と提携している金融機関の ATM より行うキャッシュカードを使用した預入れについては、「第6章 HSBC プレミア インターナショナル・キャッシュカード規定」によるものとします。
第2章第5条 払戻し	1. 払戻しは、 <u>円普通預金口座の払戻業務を取扱う当行国内支店の窓口において行うか、当行または当行と提携している金融機関の ATM を使用してキャッシュカードで払戻すか、または</u> テレフォンバンキングもしくはインターネットバンキング等の方法により他の口座へ振替えるか、いずれかの方法によるものとし、次の各号に従うものとします。	1. 払戻しは、 <u>原則として、当行または当行と提携している金融機関の ATM を使用してキャッシュカードで払戻すか、または、当行国内支店の窓口、テレフォンバンキングもしくはインターネットバンキング等の方法により他の口座へ振替えるか、いずれかの方法によるものとし、次の各号に従うものとします。</u>

<p>第3章第3条 証券類の受入</p>	<p>1. マルチカレンシー普通預金口座では、現金（日本円および当行の認める外貨）のほか、当行の認める証券類による預入れを受けます。 2. 前項の預入れについては、当該業務を取扱う当行国内支店の窓口にて行います。なお、外貨現金による入金の場合には、当行が別途定める手数料をいただきます。</p>	<p>マルチカレンシー普通預金口座では、原則として、現金や証券類による預入れの取扱いはありません。</p>
<p>第3章第6条 払戻し</p>	<p>1. 払戻しは、払戻業務を取扱う当行国内支店の窓口において行う、または、テレフォンバンキングもしくはインターネットバンキングによりプレミア・アカウントの各口座へ振替えるかいずれかの方法によるものとし、次の各号に従うものとし、 (①～③省略) 2. 当行がお客様の指定により外貨現金にて払戻しを行う場合には、「第1章 HSBCプレミア・アカウント一般取引規約」第15条の規定に従って日本円または外国通貨にて同等の金額を引落します。なお、外国通貨を現金にて払戻しする場合、当行が別途定める手数料をいただきます。またかかる外国通貨の現金による払戻しについては、お客様には5営業日前までに当行へ通知いただく必要があり、かつ、当該通貨が入手可能である場合に限られます。  3. 前2項にかかわらず、払戻しは、当行または当行と提携している金融機関の日本国外に所在するATMを使用して、HSBCプレミア インターナショナル・外貨キャッシュカードで払戻す方法によるものとし、当行は、ATMによる払戻請求については、その操作の際に使用された暗証番号と、あらかじめ当行に登録されている暗証番号とが一致した場合に限り、これに応じます。なお、HSBCプレミア インターナショナル・外貨キャッシュカードの使用については「第6章 HSBCプレミア インターナショナル・キャッシュカード規定」に従うものとし、</p>	<p>1. 払戻しは、当行国内支店の窓口、テレフォンバンキングもしくはインターネットバンキングにより、他の口座へ振替える方法によるものとし、次の各号に従うものとし、 (①～③省略)  2. 【削除】  3. 第1項にかかわらず、払戻しは、当行または当行と提携している金融機関の日本国外に所在するATMを使用して、HSBCプレミア インターナショナル・外貨キャッシュカードで払戻す方法によるものとし、当行は、ATMによる払戻請求については、その操作の際に使用された暗証番号と、あらかじめ当行に登録されている暗証番号とが一致した場合に限り、これに応じます。なお、HSBCプレミア インターナショナル・外貨キャッシュカードの使用については「第6章 HSBCプレミア インターナショナル・キャッシュカード規定」に従うものとし、</p>
<p>第4章第3条 預入、最低預入額、預入期間および満期日</p>	<p>1. 本定期預金は、現金またはお客様の円普通預金口座もしくはマルチカレンシー普通預金口座からの振替の方法によってのみ受入れます。なお、小切手、手形その他の証券類の取扱いはありません。</p>	<p>1. 本定期預金は、お客様の円普通預金口座もしくはマルチカレンシー普通預金口座からの振替の方法によってのみ受入れます。なお、現金および小切手、手形その他の証券類の取扱いはありません。</p>

<p>第6章第6条 ATM故障時の 取扱い</p>	<p>1. 停電・故障等によりATMでの預入れができない場合には、窓口営業時間内に限り、<u>当行所定の当行国内支店の窓口で、当行指定の方法により、キャッシュカードを用いて円普通預金口座に預入れをすることができます。なお、提携先の窓口では、この取扱いはしません。</u></p> <p>2. 停電・故障等により当行のATMによる払戻しができない場合には、窓口営業時間内に限り、<u>当行がATM故障時等の取扱いとして定めた金額を限度として、当行所定の当行国内支店の窓口で、当行所定の払戻請求書に必要事項を記入し、記名・押印(または署名)のうえキャッシュカードとともに提出し、円普通預金の払戻しをすることができます。なお、提携先の窓口では、この取扱いはしません。</u></p>	<p>【削除】</p>
<p>第6章第29条 ATM故障時の 取扱いに関する 特則</p>	<p>停電・故障等により、<u>第26条の預入れができない場合には、第6条第1項に準じ、HSBCプレミア インターナショナル・外貨キャッシュカードを用いて、日本円現金により指定口座に預入れをすることができます。</u></p>	<p>【削除】</p>
<p>第10章第5条 証券類による 振込</p>	<p>1. <u>当行以外の金融機関にある受取人の預金口座への振込の場合には、小切手その他の証券類による振込資金、振込手数料の受入れはしません。</u></p>	<p>1. 原則として、小切手その他の証券類による振込資金、振込手数料の受入れはしません。<u>なお、当行が特に認めて証券類による振込みが行われた場合には、第2項および第3項の規定が適用されます。</u></p>
<p>第10章第8条 組戻し 第1項第3号</p>	<p>組戻しされた振込資金は、<u>組戻依頼書に指定された方法により返却します。現金で返却を受けるときは、当行所定の受領書に記名・押印(または署名)のうえ提出してください。</u>この場合、<u>当行所定の本人確認書類または保証人を求めることがあります。</u></p>	<p>組戻しされた振込資金は、組戻依頼書に指定された方法により返却します。この場合、<u>当行所定の本人確認書類または保証人を求めることがあります。</u></p>